

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
常磐建設(株)	龍ヶ崎市 2957	2-000385
東亜道路工業(株)	東京都港区六本木 7-3-7	1-003226

注) 業者番号「1-」は大臣許可業者、「2-」は茨城県知事許可業者の有資格業者番号をそれぞれ表す。

2 指名停止等措置期間

令和4年9月9日 ～ 令和4年10月8日 (1か月)

(※入札参加資格を有しない(株)山一組(下妻市江 1680-4)及び(株)山上舗装(土浦市田村町 2054)は指名停止措置の対象ではないが、今後有資格業者となった場合、この指名停止措置期間の始期から1か月間の指名停止措置を行う。「茨城県建設工事等指名停止措置要領(平成6年7月14日付け監第692号。以下「指名停止等措置要領」という。)第11条第2項])

3 指名停止措置の適用範囲 茨城県が発注する建設工事

4 事実概要

上記4業者は、竜ヶ崎工事事務所発注の主要地方道取手東線バイパス整備に伴う道路改良舗装工事において、令和4年8月7日、誘導員を配置せず作業員を建設機械の作業範囲内に立ち入らせるなど、不適切な安全管理の措置により、作業員が重傷を負う事故を生じさせた。

5 指名停止理由

常磐建設(株)及び東亜道路工業(株)が、安全管理措置の不適切により作業員が重傷を負う事故を生じさせたことは、指名停止等措置要領別表第1第7号ウに該当する。

<指名停止等措置要領 別表第1>

措 置 要 件	期 間
(工事関係者事故) 7 県工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 ア、イ (略) ウ 工事関係者に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者が生じたとき。 エ (略)	1ヶ月～2ヶ月

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当  
 茨城県水戸市笠原町978-6  
 電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)